

- (2) 開札までに令和7・8・9年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC又はD等級に格付けされた中国地域の競争参加資格を有することが確認できた者であること。
- 一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年3月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の公示9その他（2）による手続きを行った者を除く。）でないこと。
- (4) 申請書の受領期限の日から開札の時までの期間に、中国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 島根県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年12月24日島根県条例第39号）により、浄化槽保守点検業務を営もうとする区域を浜田市として、島根県知事の登録を受けたものであること。
- (7) 浄化槽法（昭和58年5月18日法律第43号）第35条の規定による浄化槽清掃業の許可を、浜田市長から受けたものであること。
- (8) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法第137号）第7条の規定により、浜田市長から一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う許可を受けたものであること。
- (9) 入札説明書を電子調達システムよりダウンロードした者であること。又は、分任支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 電子調達システムのURL及び問い合わせ先

電子調達システム <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

〒697-0034 島根県浜田市相生町3973

国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所 経理課

電話0855-22-3117（内線225）

(2) 紙入札方式による入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
(1)の問い合わせ先と同じ

(3) 入札説明書の交付場所及び交付方法

電子調達システムよりダウンロードを行う。やむを得ない事由により、電子調達システムによる入手が出来ない場合は、手交、電子メール又は託送（着払い）による交付を行うので、(1)の問い合わせ先まで連絡し、指示を受けること。

(4) 電子調達システム及び紙入札方式による申請書の受領期限

令和8年2月6日 17時00分

(5) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は、令和8年2月12日を予定する。

(6) 電子調達システム及び紙入札方式による入札書の受領期限

令和8年3月9日 17時00分

(7) 開札の日時及び場所

令和8年3月10日 13時30分

国土交通省中国地方整備局浜田河川国道事務所 入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

(a) 電子調達システムにより参加を希望する者は、上記3(4)に示す受領期限までに入札書類データ（申請書等）を上記3(1)に示すURLに提出しなければならない。

(b) 紙入札方式により参加を希望する者は、上記3(4)に示す受領期限までに必要な申請書等を上記3(2)に示す場所に提出しなければならない。

なお、(a), (b)いずれの場合も、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から申請書等の内容に関する照会があった場合には、説明しなければならない。

(4) 落札対象 申請書を基に、分任支出負担行為担当官において競争参加資格が確認された入札書のみを落札対象とする。

(5) 入札の無効 競争に参加する資格を有しない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えるものとする。

(7) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 上記2(2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)を有していない者も上記4(3)により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札までに当該資格の認定を受け、且つ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 本件は、本件に係る令和8年度予算が成立し予算示達がなされていることを落札決定及び契約締結の条件とする。落札決定及び契約締結は令和8年4月1日とするが、本件に係る令和8年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。

また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全期間の契約とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算期間分のみの契約とする。

(10) 発注者が必要と認める場合には、開札までの間に参考見積書の提出を求めることがある。

(11) 電子調達システムにより入札に参加する者は、電子証明書を取得していること。

(12) 詳細は入札説明書による。